

戸田市歩行者利便増進道路（ほこみち）

利 用 の 手 引

令和 7 年 4 月

戸田市 都市整備部 道路管理課

～ はじめに ～

これまで、道路空間は自動車の安全かつ円滑な通行を主目的として整備されてきました。しかしながら、近年は、これまでの交通機能に加え、賑わい空間の創出、歩行者や自転車等の安全・安心や新たなモビリティの通行など、道路空間に対するニーズが多様化しています。

そこで、国では、2020年（令和2年）の道路法改正により、賑わいのある道路空間を構築するため「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」を創設しました。

本市でも、市内3駅周辺地域において、道路空間などの公共空間の回遊性を高め、賑わいの場を創出することで民間活力を活用し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を推進するため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を活用することとしました。

この手引は、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の利用に関する手続きなどについてとりまとめたものです。ご利用いただく際の条件や注意事項についても記載していますのでご確認ください。

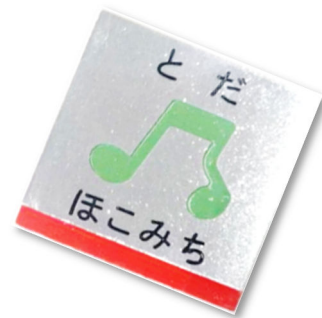
ほこみちって？ 「歩行者利便増進道路」の愛称です

道路を歩行者にとって「もっと安心して歩いて楽しく過ごせる“みち”にしたい」という願いが込められています。

ほこみち制度により「道路空間をまちの活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、まちなかの「ほっこり」する空間を創出でき、これまでの通行を中心とした道路から、人の滞在もしやすい道路空間へと変わります。

ほこみち制度のメリット

- ・道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用することができます。
- ・制度が適用された場所では、除草や清掃など、道路の維持管理の協力も行う場合、**占用料が90%減額**されます。



ほこみちで できること

道路管理者(市)が指定したほこみちの区域では、利用者は、通行を妨げない範囲で歩行者のためになるものを置くことができます(道路法では「占用」といいます)。



これまでの実証実験の様子



サンキューマザーフェス
(令和4年5月開催)



とだロコビクニック
(令和5年11月開催)



ほこみちで設置できるもの

- 広告塔、ベンチ、街灯、電飾、ちょうちん、ランプ、フラワーポット、音響機材(スピーカーなど)
- 看板、標識、旗ざお、幕、アーチ
- 食事施設、購買施設
(テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む)
- レンタルサイクル用の自転車駐車器具
- イベント用に設けられる露店、商品置場、ステージ、やぐら、観客席
(テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む)

※沿道のにぎわい創出・街の活性化などにつながるもの

～ 目 次 ～

1. 制度の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
(1) 用語の解説	
(2) 戸田市における「歩行者利便増進道路」および「利便増進誘導区域」	
(3) 歩行者利便増進施設等（占用物件）の種類	
(4) 歩行者利便増進施設等（占用物件）の構造	
(5) 占用主体	
(6) 占用許可の条件	
(7) 占用料の取扱い	
(8) 占用期間及び利用時間	
(9) 電源設備	
(10) 注意事項等	
2. 手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・ 9
(1) 道路占用許可の申請	
(2) 必要書類	
3. よくある質問	・ ・ ・ ・ ・ 11
4. 申請書類等記入例	・ ・ ・ ・ ・ 12

1. 制度の概要

(1) 用語の解説

本手引における主な用語について、以下に解説します。

①歩行者利便増進道路

歩行者利便増進道路（ほこみち）に指定した道路では、“歩道等の中に歩行者の滞留・賑わい空間”を定めることができ、無余地性の基準が除外されます。

カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなり、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となるなど、道路の構造基準及び占用制度に関する利点があります。

②利便増進誘導区域

利便増進誘導区域は、歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設の適正かつ計画的な設置を誘導するため指定した区域です。

区域内では、歩行者利便増進施設の占用について、歩行者の利便増進のために必要な機能を無余地性の基準にとらわれずに配置することができます。

③歩行者利便増進施設

歩行者の利便の増進に資するものとして、利便増進誘導区域内に設けられる施設（占用物件）です。

④占用主体

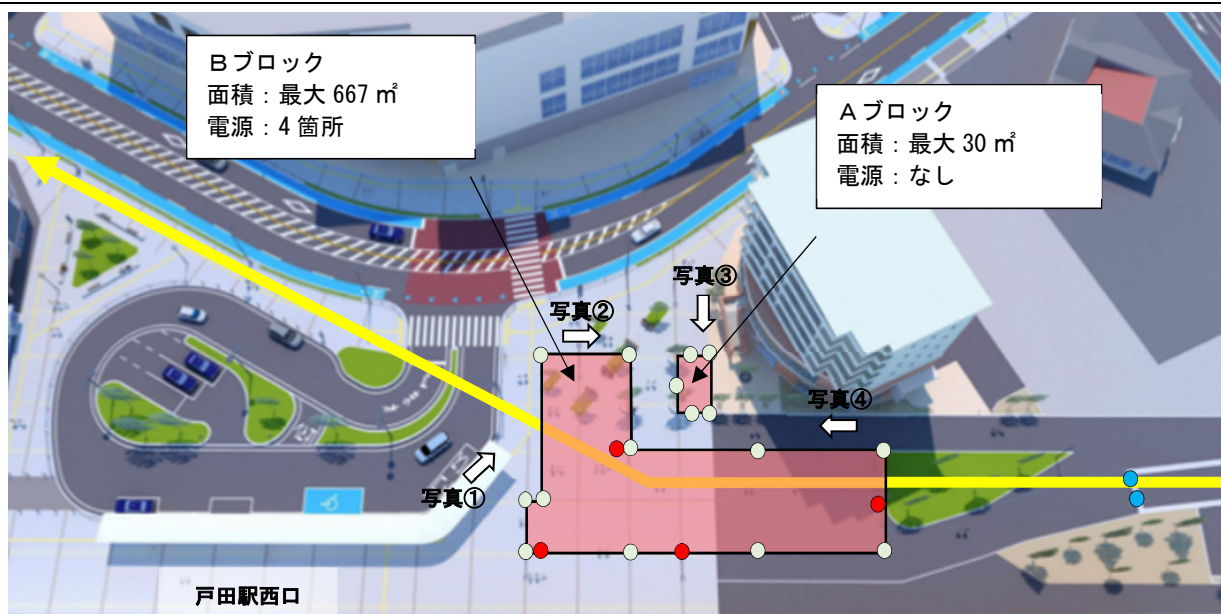
利便増進誘導区域内で歩行者利便増進道路制度を活用し、道路を占用する者を示します。

(2) 戸田市における「歩行者利便増進道路」および「利便増進誘導区域」

戸田市では、以下の場所において「歩行者利便増進道路」および「利便増進誘導区域」を指定しています。



戸田駅西口駅前（市道第 7009 号線）



利便増進誘導区域は、歩行者の動線や誘導ブロックの支障とならない範囲で設定し、隣接する商業施設との一体利用も想定した「Aブロック」とイベントなどにも利用しやすい「Bブロック」を設定しています。

	歩行者利便増進道路 ←	利便増進誘導区域 ■
指定路線	市道第 7009 号線	
指定日	2024 年 3 月 29 日	2024 年 4 月 1 日
指定区間	戸田市大字新曽字柳原 668-1 地先から 417-3 地先まで	戸田市大字新曽字柳原 675-2 地先から 664 地先まで



写真①



写真②



写真③



写真④

※ 〇 の場所には、ほこみちエリアを示す「境界プレート」があります。

※ ● の場所には「車止めポール」があります。資材の搬入やキッチンカーの乗り入れのために車両の出入りが必要な場合はご相談ください。

※ ● の場所には「電源設備（コンセント）」があります。電源を使用したい場合はご相談ください。



(3) 歩行者利便増進施設等（占用物件）の種類

利便増進誘導区域内に設けることができる施設（占用物件）の種類は、以下のとおりです。

- ・ 広告塔、ベンチ、街灯、電飾、ちょうちん、ランプ、フラワーポット、音響機材（スピーカーなど）
- ・ 看板、標識、旗ざお、幕、アーチ
- ・ 食事施設、購買施設（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む）
- ・ レンタルサイクル用の自転車駐車器具
- ・ イベント用に設けられる露店、商品置場、ステージ、やぐら、観客席（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む）

(4) 歩行者利便増進施設等（占用物件）の構造

歩行者利便増進施設等は、道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないものとします。

(5) 占用主体

占用主体は、沿道住民等の関係機関との協議等により理解が得られる団体とします。

ただし、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び歩行者利便増進施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めます。

なお、占用主体及び占用主体を構成する事業者は、戸田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有している者でない者としてします。

(6) 占用許可の条件

占用の許可にあたっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととします。

- ① 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等のおそれがある場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- ② 広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。
- ③ 歩行者利便増進施設の設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。
- ④ 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。
- ⑤ 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- ⑥ いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一

時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。

- ⑦ 保健所や警察署、消防署等の関係機関に届出、申請等が必要な場合は、その事務手続きを必ず行うこと。
- ⑧ 各日の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- ⑨ イベント等で発生したごみ等については、ごみ箱を設置し、占用主体の責任で処分すること。
- ⑩ 占用主体は、道路維持管理の実施状況を取りまとめ、占用期間満了後は歩行者利便増進道路利用報告書（第2号様式）により市長に報告すること。この場合において、占用期間が半年を超える場合には、半年に一度提出すること。
- ⑪ その他市長が必要と認める事項

(7) 占用料の取扱い

占用料の額は戸田市道路占用料条例第3条のとおりです。

道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合は、戸田市道路占用料条例及び戸田市道路占用料条例施行規則に基づき、同条例で定める占用料の額を90%減免することができます。

なお、占用主体による道路維持管理への協力が確認できない場合又は不適切な場合は、占用料の減免を取り消す場合があります。

(8) 占用期間及び利用時間

占用の期間は、許可日から３年の間で設定するものとします。

なお、占用期間の途中で終了したい場合は、占用廃止届が必要となります。その際、支払い済みである廃止した期間分の占用料は返還いたしません。

占用期間：最短１日から最長３年まで
利用時間：【通常】 午前９時～午後９時
【イベント】 午前８時～午後９時

(9) 電源設備

利便増進誘導区域内に電源設備（コンセント）を設置している場所があります。使用する場合は、占用申請時に必要書類に記入していただき、使用量の納付をしていただきます。

- ・電気使用料はコンセント１箇所当たり１日２００円です。使用を希望する場合は、「歩行者利便増進道路利用概要書」に使用するコンセント数及び日数の記載をお願いします。
- ・万一、ブレーカーが落ちてしまった場合は、各自で電源設備奥にありますブレーカーを復旧してください。（六角レンチを使用）
- ・電源設備につないだ配線は、歩行者等がつかまづかないように必ず養生をしてください。
- ・電源設備の使用に必要な鍵は占用許可書の発行時にお渡しします。また、鍵は厳重に管理するとともに、占用終了後は直ちに鍵の返却をお願いします。

電源設備設置区域	設置数	使用可能機器
戸田駅西口駅前（Ｂブロック）	４箇所	１５Ａ（１５００Ｗ）まで

※使用可能機器に記載したもの以上の電源が必要な場合は、各自で発電機等をご用意ください。

(10) 注意事項等

１) 損害の賠償等

占用中に、市もしくは第三者に損害を与えた場合は、直ちに市に状況及び内容を書面にて報告するとともに、すべて運営者の責任において処理解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。なお、緊急時においては、電話等による報告後、後日書面を提出してください。

また、保険の加入が必要な場合は、運営者の責任において加入してください。

２) 許可の取り消し

市は、関係法令及び本手引に違反した者に対して、道路法第７１条により占用の許可を取り消すものとします。

3) 苦情等への対応

騒音、振動、悪臭及び光害等の苦情や事故等が発生した場合は、真摯に対応し、状況の改善を図るとともに、市に報告してください。なお、市への報告様式は任意とします。

4) 注意事項

利便増進誘導区域を使用する際の注意事項は以下のとおりです。

- ・歩行空間への車両の乗り入れは、資材などの搬入・搬出など最小限度とし、歩行者の安全に注意すること。
- ・歩行者利便増進施設等の設置により、やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策を講じること。
- ・良好な景観づくりを推進するため、広告物は、過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の設置に努めること。
- ・火器を使用する場合は、直火は禁止とし、消火器を準備したうえで、地面を汚さないよう使用すること。また、燃料の保管や補給方法などについて細心の注意を払うこと。
- ・水道は設置されていないため、必要な場合は各自で用意すること。
- ・日没後等に使用する際で、照明が必要となる場合は、占用主体において用意をすること。
- ・気象庁から警報等が発令された場合は、占用主体は事業等の中止を含め、安全確保のうえ、避難行動等適切な行動をとること。

5) 禁止事項

利便増進誘導区域を使用する際の禁止事項は以下のとおりです。

- ・公序良俗に反すること。
- ・ギャンブル（公営競技を除く）に関する事業を実施すること。
- ・政治活動に関すること。（公職選挙法によって許可されているものは除く）
- ・個人及び特定の団体を非難する主義又は主張を述べること。
- ・宗教に関する集会等を実施すること。
- ・宿泊、仮眠などその他これらに類する行為をすること。
- ・周辺の歩行者等の通行を妨げる行為をすること。
- ・道路標識や市掲示物等の視認を妨げること。
- ・許可を得ていない歩行者利便増進施設等を設置すること。
- ・許可を受ける前にイベント等の周知、広報を行うこと。
- ・占用範囲外にチラシやのぼりなどの広告物を掲示すること。
- ・占用範囲内であっても店舗・イベント内容と異なる一般広告物を掲出すること。
- ・大音量の楽器の演奏や放送等を行うこと。
- ・ごみなどの汚物を捨てること。

- ・ イベント時以外にアルコール類を販売すること。
- ・ 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するのためのものを設置すること。（社会通念上妥当と判断される物件であつて道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く）
- ・ 悪臭、騒音等を発するものを保管又は設置すること。
- ・ その他、市長が不適當と認めること。

2. 手続きの流れ

(1) 道路占用許可の申請

占用主体が利便増進誘導区域内に歩行者利便増進施設等の道路占用許可を申請する場合は、戸田市道路占用規則に定める道路占用許可申請・協議書に、歩行者利便増進道路利用概要書（第1号様式）及び、必要書類を添付して提出してください。

また、占用主体は歩行者利便増進施設等の設置にあたっては、占用内容に応じて、近隣事業者等に占用内容の事前説明を行ってください。

占用期間満了後は道路維持管理の実施状況を取りまとめ、歩行者利便増進道路利用報告書（第2号様式）により報告してください。また、占用期間が半年を超える場合には、半年に一度報告してください。

(2) 必要書類

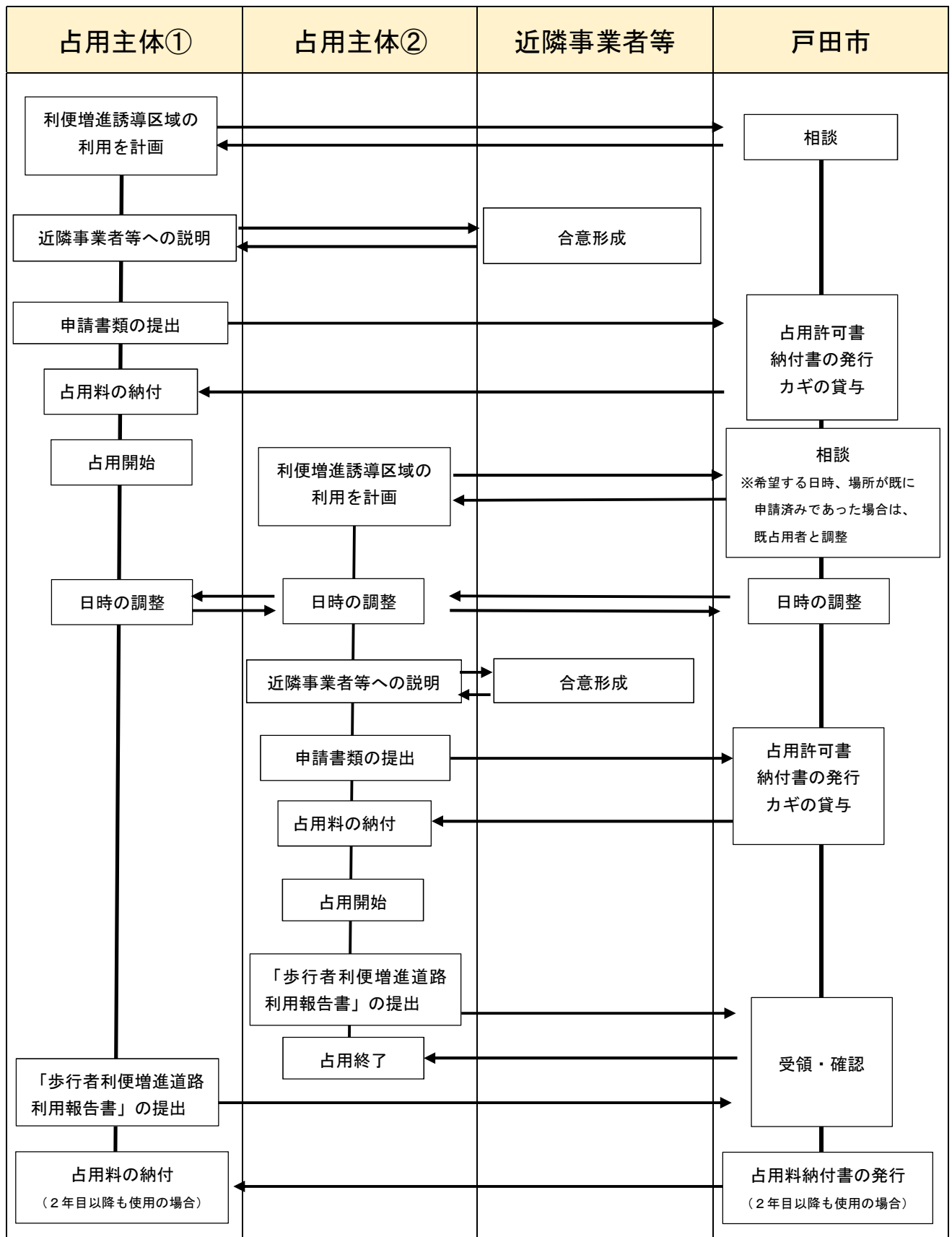
① 申請時

- ・ 道路占用許可申請・協議書（戸田市道路占用規則 第1号様式）
- ・ 歩行者利便増進道路利用概要書（戸田市歩行者利便増進道路制度実施要綱 第1号様式）
- ・ 占用範囲及び占用物件の配置がわかる図面
- ・ 車両の進入経路図（車道以外を車で通行する場合）
- ・ その他、必要に応じた資料等

② 占用期間満了後（占用期間が半年を超える場合には、半年に一度）

- ・ 歩行者利便増進道路利用報告書（戸田市歩行者利便増進道路制度実施要綱 第2号様式）
- ・ 占用の実施内容や道路維持管理への協力内容がわかる写真等
- ・ その他、必要に応じた資料等

歩行者利便増進道路に関する道路占用の流れ



3. よくある質問

占用主体について

Q：個人でも占用主体となれますか？

A：原則として、個人による占用は認めておりません。

道路の占用範囲について

Q：利便増進誘導区域の一部のみ占用することはできますか？

A：一部分のみの占用も可能です。申請時に、占用する範囲を記した図面等を提出してください。

なお、占用料は面積等に応じて算定します。

利便増進誘導区域外の使用について

Q：イベント等を実施するときに利便増進誘導区域外も同時に使用できますか？

A：使用は可能ですが、利便増進誘導区域外については、道路維持管理への協力を行った場合でも道路占用料について90%の減免を適用することはできません。

歩行者利便増進施設等の設置時間帯について

Q：数日間にわたるイベントや自己の店舗前などに設置した施設は、許可時間外も置いたままにしておいて良いのでしょうか？

A：原則として、常時設置し続けることはできません。毎日利用時間終了後に片付けを行い、翌日再度設置してください。

なお、やむを得ない理由により、引き続き設置しておく必要がある場合には、警察及び市と協議を行ってください。

火器の使用について

Q：火器器具等を使用しても良いのでしょうか？

A：火器器具等を使用することは可能ですが、消火器の設置を含め、来場者や歩行者の安全が確保できるよう対策を取ってください。また、使用に関し、他の機関に届出等が必要な場合は、必ず実施してください。

道路占用許可の取り消しについて

Q：どのような時に、占用許可が取り消されるのですか？

A：道路法、関係法令、戸田市道路占用料条例、戸田市歩行者利便増進道路制度実施要綱及び本手引きに違反した場合、占用許可の取り消しを行うこととします。

なお、その場合において、納付済みの占用料を返却することはできません。

4. 申請書類等記入例

記入例 道路占用許可申請・協議書（戸田市道路占用規則 第1号様式） 【キッチンカー出店の例】

第1号様式(第2条、第4条、第5条関係)

(正)

道路占用許可申請協議書

(あて先)

戸田市道路管理者

新規	更新	変更	戸道占第	号
			令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	

〒 333-3333

住所 埼玉県戸田市上戸田〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役社長 戸田花子

担当者(連絡先) 〇〇課 戸田太郎

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路法第32条の規定により許可を申請協議します。

占用の目的	キッチンカーの出店		
占用の場所	路線名	市道第7009号線	車道 歩道 その他
	場所	戸田市 大字新曽字柳原675-2地先から664地先(戸田駅西口駅前)	
占用物件	名称	規模	数量
	キッチンカー	幅〇〇m×延長〇〇m	〇台・面積A=〇〇㎡ (利便増進誘導区域)
占用の期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇 間 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで	占用物件の構造	別添図面のとおり
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	工事実施方法	直営、請負、開削、シールド、機械掘、手掘
道路の復旧方法	指示の通り 車道(舗装)	添付書類	歩行者利便増進道路利用概要書、利便増進誘導区域占用図(各2部)、〇〇
備考			

記入例 道路占用許可申請・協議書（戸田市道路占用規則 第1号様式）
【イベントの例】

第1号様式(第2条、第4条、第5条関係)

(正)

新規	更新	変更	戸道占第	号
			令和	年 月 日

令和 〇 年 〇 月 〇 日

道路占用許可申請協議書

(あて先)
戸田市道路管理者

〒 333-3333
住 所 埼玉県戸田市上戸田〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇株式会社 代表取締役社長 戸田花子
担当者(連絡先) 〇〇課 戸田太郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路法第32条の規定により許可を申請します。
第35条 協議

占 用 の 目 的	〇〇イベントの開催		
占 用 の 場 所	路線名	市道第7009号線	車 道 歩 道 その他
	場 所	戸田市 大字新曾字柳原675-2地先から664地先(戸田駅西口駅前)	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
	別添数量一覧表のとおり		面積A=〇〇㎡ (利便増進誘導区域) 別添数量一覧表のとおり
占 用 の 期 間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇 間	占 用 物 件 造 構	別添図面のとおり
	令和 〇 年 〇 月 〇 日まで		
工 事 の 期 間	年 月 日から 間	工 事 実 施 方 法	直営、請負、開削、シールド、機械掘、手掘
	年 月 日まで		
道 路 の 復 旧 方 法	指示の通り	添 付 書 類	歩行者利便増進道路利用概要書、利便増進誘導区域占用図(各2部)、数量一覧表、〇〇
	車 道 (舗 装)		
備考			

記入例 道路占用許可申請・協議書（戸田市道路占用規則 第1号様式）
【購買施設出店の例】

第1号様式(第2条、第4条、第5条関係)

(正)

新規	更新	変更	戸道占第	号
	令和	年	月	日

令和 〇 年 〇 月 〇 日

道路占用許可申請協議書

(あて先)
 戸田市道路管理者

〒 333-3333
 住 所 埼玉県戸田市上戸田〇丁目〇番〇号
 氏 名 〇〇株式会社 代表取締役社長 戸田花子
 担当者(連絡先) 〇〇課 戸田太郎
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占 用 の 目 的	〇〇の販売のため		
占 用 の 場 所	路線名	市道第7009号線	車 道 歩 道 その他
	場 所	戸田市 大字新曾字柳原675-2地先から664地先(戸田駅西口駅前)	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
	購買施設	幅〇〇m×延長〇〇m	面積A=〇〇㎡ (利便増進誘導区域)
占 用 の 期 間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇 間	占 用 物 件 造 構	別添図面のとおり
	令和 〇 年 〇 月 〇 日まで		
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	工 事 実 施 方 法	直営、請負、開削、ショベルド、機械掘、手掘
道 路 の 復 旧 方 法	指示の通り	派 付 書 類	歩行者利便増進道路利用概要書、利便増進誘導区域占用図(各2部)、〇〇
	車 道 (舗 装)		
備考			

記入例 道路占用許可申請・協議書（戸田市道路占用規則 第1号様式）

【広告塔の例】

第1号様式(第2条、第4条、第5条関係)

(正)

道路占用許可申請書
協議

(あて先)

戸田市道路管理者

新規	更新	変更	戸道占第	号
			令和 年 月 日	

令和 〇 年 〇 月 〇 日

〒 333-3333

住所 埼玉県戸田市上戸田〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役社長 戸田花子

担当者(連絡先) 〇〇課 戸田太郎

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路法第32条の規定により許可を申請します。
第35条 協議

占用の目的	〇〇広告の設置		
占用の場所	路線名	市道第7009号線	車道 歩道 その他
	場所	戸田市 大字新曾字柳原675-2地先から664地先(戸田駅西口駅前)	
占用物件	名称	規模	数量
	広告塔	幅〇〇m×延長〇〇m×高さ〇〇m	個数N=〇〇本 (利便増進誘導区域)
占用の期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 〇 間	占用物件の構造	別添図面のとおり
	令和 〇 年 〇 月 〇 日まで		
工事の期間	年 月 日から 間	工事の実施方法	直営、請負、開削、シールド、機械掘、手掘
	年 月 日まで		
道路の復旧方法	指示の通り	添付書類	歩行者利便増進道路利用概要書、利便増進誘導区域占用図(各2部)、〇〇
	車道(舗装)		
備考			

第1号様式

歩行者利便増進道路利用概要書

年 月 日

(あて先)

戸 田 市 長

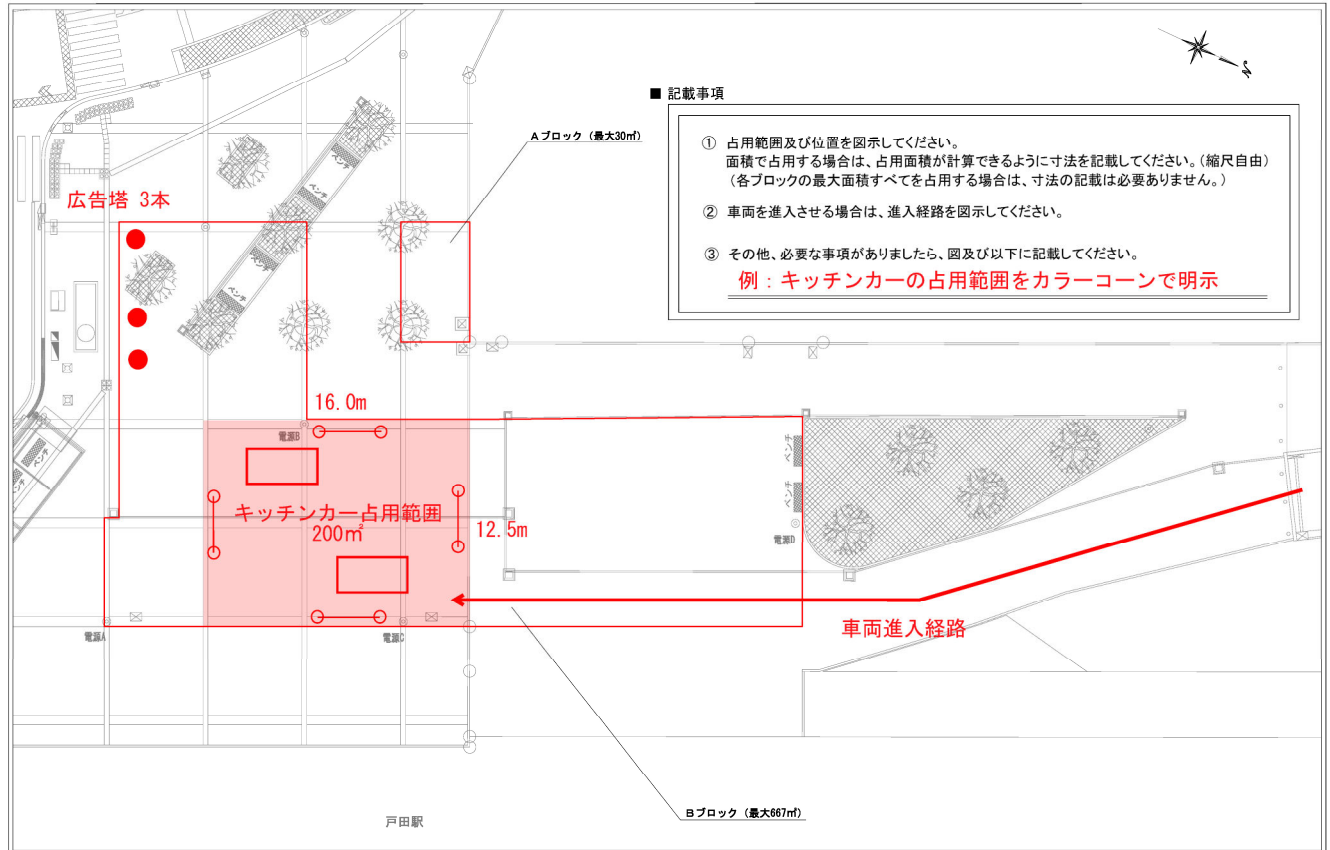
氏 名 _____

占用目的 (実施内容)		〇〇イベントの開催		
占用の場所	路線名	市道第 7009 号線		
	場 所	戸田市大字新曽字柳原 675-2 地先から 664 地先 (戸田駅西口駅前)		
占用期間		令和7年4月20日 から 令和7年4月20日 まで		
占用時間		10時00分 から 21時00分 まで		
占用物件 ※別紙一覧表での提出も可		名称	規模	数量
		別紙一覧表のとおり	別紙一覧表のとおり	面積〇㎡
道路維持管理 への協力	活動内容	イベント中、イベント終了後の清掃		
	回数	3回		
	活動範囲	占用場所及びその周辺		
電源設備（コンセント）の 利用有無		有（4箇所、1日）		
アルコール販売の有無		有		
ごみ箱設置の有無		有		
添付書類 ※占用範囲及び占用物件の配置がわ かる図面、車両の進入経路図（車道 以外を車で通行する場合）など		占用範囲図、配置図、車両進入経路図		

【記載例】

利便増進誘導区域 占用図

戸田公園駅西口駅前交通広場



第2号様式

歩行者利便増進道路利用報告書

年 月 日

(あて先)
戸 田 市 長

氏 名 _____

占用目的 (実施内容)		〇〇イベントの開催
占用の場所	路線名	市道第 7009 号線
	場 所	戸田市大字新曽字柳原 675-2 地先から 664 地先 (戸田駅西口駅前)
占用期間		令和7年4月20日 から 令和7年4月20日 まで
実際に利用した日時		令和7年4月20日 (10時00分～21時00分)
来客者数		約〇人
道路維持管理 への協力 実施内容	活動内容	イベント中、イベント終了後の清掃
	回数	3回
	活動範囲	占用場所及びその周辺
苦情・事故への対応		騒音に対する苦情あり (ボリュームを下げて対応)
その他報告事項		特になし
市への要望・提案等		特になし
添付書類 ※占用の実施内容や道路維持管理への協力内容がわかる写真など		イベント開催状況写真

【記載要領】

- ・実際に利用した日は全て記載してください。なお、枠内に収まらない場合は、一覧表を提出してください。
- ・来客者数はわかる範囲内で記載してください。